

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。
- ・ お取引に際し、お客様のご利用口座またはお取引窓口によって申込手数料等や注文の締切日等の取扱いが異なる場合がございます。詳しくはお取引窓口までお問い合わせください。

### 当ファンドの販売会社の概要

商号等 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号

本店所在地 〒450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

加入協会 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

資本金 60億円（平成22年3月31日現在）

主な事業 金融商品取引業

設立年月 平成20年10月8日

連絡先 お取引のある本支店

カスタマーサポートセンター 0120-746-104

トヨタFSダイヤル(トヨタFS口座専用) 0800-500-4300

〔※上記フリーコールがご利用いただけない場合〕  
TEL058-267-1511（通話料有料）

# 三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (年1回決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券 / インデックス型

| 商品分類    |        |               |         | 属性区分   |      |              |           |       |                                   |
|---------|--------|---------------|---------|--------|------|--------------|-----------|-------|-----------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類    | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域       | 投資形態      | 為替ヘッジ | 対象インデックス                          |
| 追加型     | 海外     | 債券            | インデックス型 | その他資産  | 年1回  | グローバル(日本を除く) | ファミリーファンド | なし    | その他(シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)) |

属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(債券 一般 クレジット属性(高格付債))です。

商品分類および属性区分の内容の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードいただけます。

本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されております。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき受益者の意向を確認いたします。

ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う三菱UFJ 世界国債インデックスファンド(年1回決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年4月15日に関東財務局長に提出しており、2011年4月16日にその効力が生じております。

**委託会社:三菱UFJ投信株式会社**

(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:6兆7,748億円

(資本金・運用純資産総額は2011年1月31日現在)

**受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社**

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

**販売会社:下記照会先でご確認ください。**

(購入・換金の取扱い等を行います。)

<照会先>

ホームページアドレス

<http://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



三菱UFJ投信

MUFG

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を除く世界各国の公社債を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界主要国の国債の指標であるシティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の動きに連動することをめざします。

## ファンドの特色

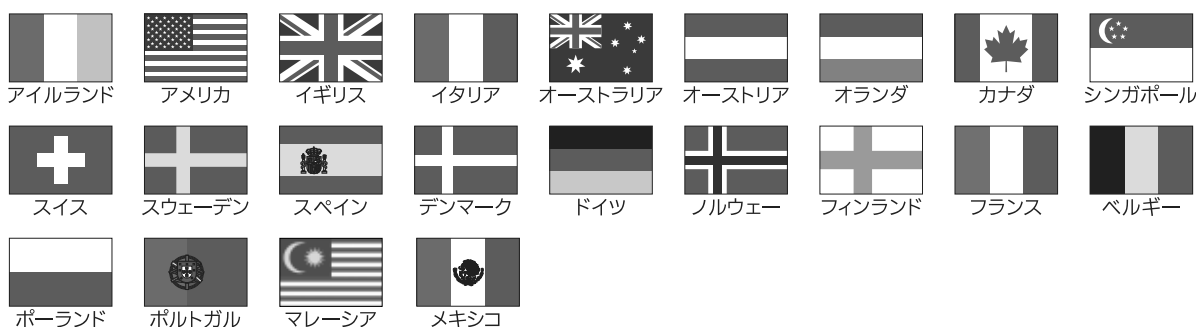
### 1 日本を除く世界各国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

運用にあたっては、三菱UFJ 外国債券マザーファンドを通じて、日本を除く世界各国の公社債への投資を行います。なお、公社債、短期金融商品に直接投資することがあります。

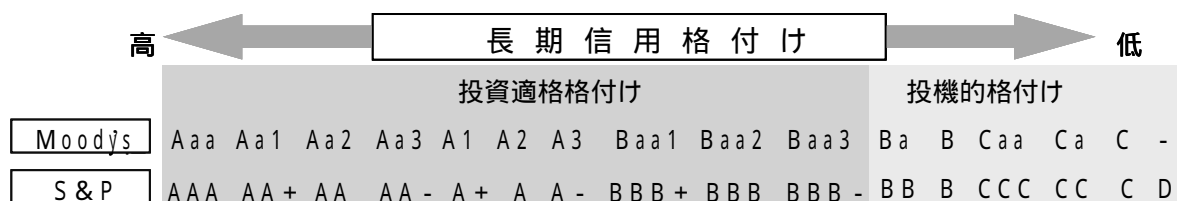
### 2 シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース) <sup>1</sup>に連動する投資成果をめざして運用を行います。

シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマーク <sup>2</sup>とします。

- 1 シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。当該指数は、以下の22カ国で構成されています(2011年1月末現在、国名は50音順)。ただし、構成国は変わる可能性があります。
- 2 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。



ファンドが連動をめざすシティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界各国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。



長期信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

なお、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のBaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)のBBからCCCまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

### 3 原則として、組入れ国債等の利子・配当等収益を中心に分配を行う方針です。

年1回(1月17日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

### 4 原則として為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。

#### <ファンドの仕組み>

運用は主に三菱UFJ 外国債券マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



#### <主な投資制限>

- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

## 市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

## 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

## その他の留意点

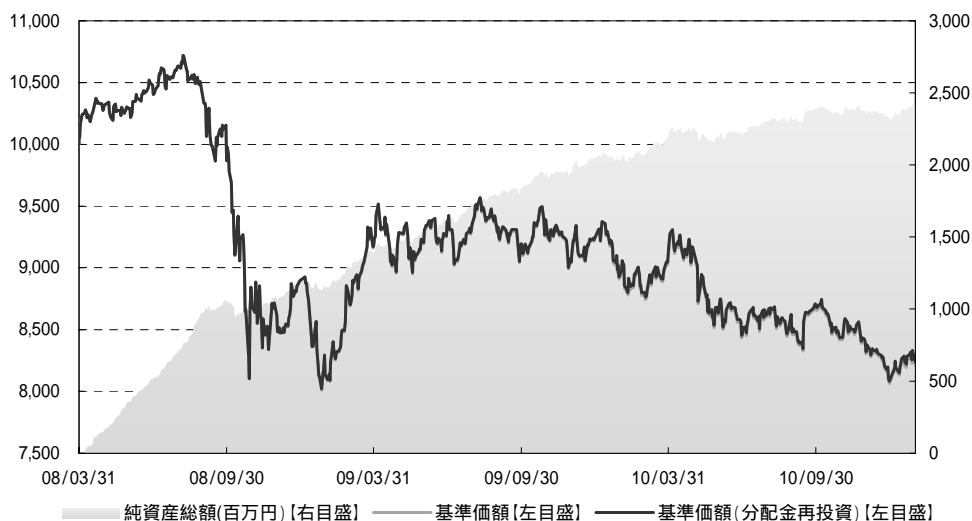
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移(設定日～2011年01月31日)



・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示  
 ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したもものとして計算

## 分配の推移

|          |     |
|----------|-----|
| 2011年 1月 | 10円 |
| 2010年 1月 | 10円 |
| 2009年 1月 | 10円 |
| 設定来累計    | 30円 |

・分配金は1万口当たり、税引前

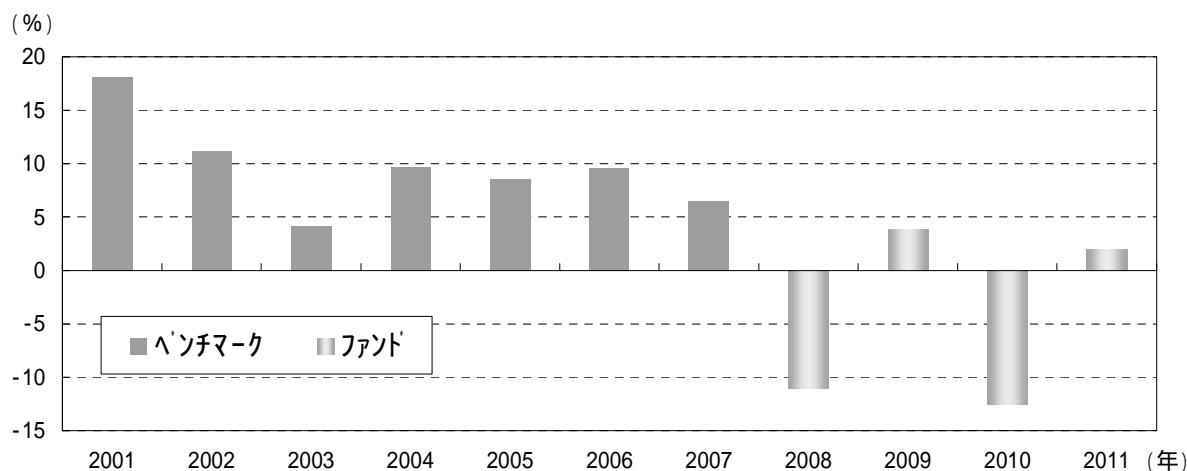
## 主要な資産の状況(2011年01月31日現在)

| 通貨別構成     | 比率     |
|-----------|--------|
| ユーロ       | 43.0%  |
| アメリカドル    | 40.1%  |
| イギリスポンド   | 7.8%   |
| カナダドル     | 2.8%   |
| オーストラリアドル | 1.1%   |
| ポーランドズロチ  | 1.0%   |
| メキシコペソ    | 0.9%   |
| デンマーククローネ | 0.8%   |
| その他       | 2.5%   |
| 合計        | 100.0% |

|    | 組入上位銘柄              | 種別 | 国・地域 | 比率   |
|----|---------------------|----|------|------|
| 1  | 3.125 T-NOTE 190515 | 国債 | アメリカ | 0.6% |
| 2  | 3.375 T-NOTE 191115 | 国債 | アメリカ | 0.6% |
| 3  | 3.625 T-NOTE 190815 | 国債 | アメリカ | 0.6% |
| 4  | 3.625 T-NOTE 200215 | 国債 | アメリカ | 0.5% |
| 5  | 2.75 T-NOTE 190215  | 国債 | アメリカ | 0.5% |
| 6  | 3.75 T-NOTE 181115  | 国債 | アメリカ | 0.4% |
| 7  | 3.5 T-NOTE 200515   | 国債 | アメリカ | 0.4% |
| 8  | 2.625 T-NOTE 200815 | 国債 | アメリカ | 0.4% |
| 9  | 2.625 T-NOTE 140630 | 国債 | アメリカ | 0.4% |
| 10 | 4.5 GILT 130307     | 国債 | イギリス | 0.4% |

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## 年間収益率の推移



・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算  
 ・2008年は設定日から年末までの、2011年は1月31日までの収益率を表示  
 ・2007年以前はベンチマークの年間収益率(委託会社の計算日基準)を表示

- ・ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 購 入 単 位                           | 販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。  |
| 購 入 価 額                           | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。  |
| 購 入 代 金                           | 販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。   |
| 換 金 単 位                           | 販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。  |
| 換 金 価 額                           | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額  |
| 換 金 代 金                           | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。   |
| 申 込 締 切 時 間                       | 原則として、午後3時まで販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。   |
| 購 入 の 申 込 期 間                     | 2011年4月16日から2012年4月16日まで<br>上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。   |
| 換 金 制 限                           | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに関し制限を設ける場合があります。  |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。                                  |
| 信 託 期 間                           | 無期限(2008年3月31日設定)  |
| 繰 上 償 還                           | 以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。<br>・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合<br>・対象インデックスが改廃されたとき<br>・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決 算 日                             | 毎年1月17日(休業日の場合は翌営業日)   |
| 収 益 分 配                           | 年1回の決算時に分配を行います。<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。  |
| 信 託 金 の 限 度 額                     | 3,000億円  |
| 公 告                               | 委託会社が投資者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。   |
| 運 用 報 告 書                         | 毎決算後および償還後に運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。   |
| 課 税 関 係                           | 課税上、株式投資信託として取り扱われます。<br>益金不算入制度・配当控除は適用されません。   |

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |   |
|---------------------|---|
| 購入時手数料              | ありません。  |
| 信託財産留保額             | ありません。  |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |   |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | 純資産総額 × 年0.63% (税抜 年0.6%)<br>配分 (委託会社) 年0.3255%<br>(販売会社) 年0.252%<br>(受託会社) 年0.0525%                  |
| その他の費用・<br>手数料      | 売買委託手数料等、監査費用、外国での資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。

運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限ります。)には消費税等相当額が含まれます。投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期             | 項目        | 税金  |
|----------------|-----------|---|
| 分配時            | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して10%                 |
| 換金(解約)時<br>償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% |

上記は、2011年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





三菱UFJ投信オフィシャルサイト  
<http://www.am.mufg.jp/>



三菱UFJ投信より  
基準価額・分配金をメール配信  
<http://k.m-muam.jp/a/1/3>



\*メール配信は設定日より開始します。  
\*メール配信対象外ファンドもあります。